



令和 4 年 1 月 26 日

大和郡山市長 上 田 清 様

大和郡山市自治基本条例検証委員会

委員長 浅田 尚紀

大和郡山市自治基本条例の検証結果について（答申）

大和郡山市自治基本条例第32条の規定により、自治基本条例の検証を行うために設置された大和郡山市自治基本条例検証委員会において、社会情勢等に適合しているか、また、見直しの必要性などを慎重に議論した結果について、下記のとおり答申します。

記

別紙「大和郡山市自治基本条例の検証結果 答申書」のとおり

大和郡山市自治基本条例の検証結果

答 申 書

令和 4 年 1 月

大和郡山市自治基本条例検証委員会

1. はじめに

大和郡山市自治基本条例は、本市における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、市民、議会、行政のそれぞれの権利や役割・責務、まちづくりに関する基本的な事項を定め、自治の確立とこころ豊かに暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として、平成24年4月から施行しています。

自分たちのまちで物事を考えたり、決めたりする場合に、どのような理念のもとに、誰がどのような役割と責務を担い、どのような方法で決めていくのかを定める「自治」の基本ルールとして最高規範性を有するのが自治基本条例であります。来春には施行されてから10年が経過することになります。

大和郡山市自治基本条例検証委員会では、時間の経過とともに生じる社会情勢等の変化に柔軟に対応するため本条例の検証を行い、慎重に議論を重ねましたので、その結果を答申します。

この答申書が、住民自治の進展の一助となり、日々の暮らしの中で共に生きるよろこびが実感できる地域社会の実現を目指すまちづくりに役立てられることを期待します。

2. 自治基本条例の検証について

大和郡山市自治基本条例は、本条例第32条の規定により、条例施行後5年を超えない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に検討し、必要に応じて見直しを行わなければならないことになっています。前回検証は平成28年度に行われ、変更や修正の必要はないと判断されました。それから5年が経過し、このたび、令和3年度の検証を行うに当たり、学識経験者、公募による市民、住民団体、産業界、行政機関、教育機関で構成される大和郡山市自治基本条例検証委員会を設置しました。

委員会では、現行の条例を尊重しつつ、日々変化していく社会情勢に合っているか、また、見直しを行う必要な部分があるかどうかを中心に議論を行いました。また、各委員の様々な視点から意見交換を行い、協議を重ね、大和郡山市らしいまちづくりの推進にふさわしい条例であるかという視点から検証を実施しました。

3. 検証結果について

① 自治基本条例の検討及び見直しについて

地域コミュニティのあり方や危機管理への意識に変化がみられるが、それらに対応する条項は既に整備されていること、また、地方自治に関する普遍的な価値観や仕組みに大きな変化が見られず、自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明記した各条文についても、現在の社会情勢に照らして適切に表現されていることから、変更や修正の必要性はないとの結論に至りました。

② 自治基本条例の効果について

平成24年4月に条例が施行された後、市民のまちづくりへの参加・参画という視点を中心に検証した結果、次のような効果がありました。

ア 市の重要な計画等を定める際には、市民アンケートやパブリックコメントを実施して意見を聴取するとともに、審議会等の委員を選任する場合においても、公募の委員を加えるように努めています。市民が参加する委員会やワークショップ等を開催し、策定された主な計画等としては、次のようなものがあります。

- ・第4次総合計画（12名の公募委員）
- ・近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本構想（4名の公募委員）
- ・女性行動計画（3名の公募委員）
- ・子ども・子育て支援事業計画（2名の公募委員）
- ・老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画（2名の公募委員）
- ・水道ビジョン（2名の市民が参加）
- ・老人福祉計画及び第7期介護保険事業計画（2名の公募委員）
- ・男女共同参画基本計画(第三期)改訂版（3名の公募委員）
- ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（2名の公募委員）
- ・第4次総合計画 後期基本計画（17名の公募委員）
- ・高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画（2名の公募委員）

また、条例施行後、市民から選ばれた公募委員の方に参加いただいている審議会等の開催状況は次のとおりです。

年 度	審議会等の件数
平成24年度	5件
平成25年度	5件
平成26年度	6件
平成27年度	6件
平成28年度	6件
平成29年度	9件
平成30年度	6件
令和元年度	10件
令和2年度	7件

※これらの審議会等においては、公募委員の方々が市民の視点から様々な意見を述べられ、それらの意見については、各分野の計画内容に反映されております。また、計画書等に反映されない場合においても、それぞれの行政運営の参考としております。

イ 自治基本条例の理念をもとに制定した条例や制度等としては次のようなものがあり、市民ニーズに即した行政運営や施策を推進しています。

- ・公益通報に関する事務取扱要綱制定（平成24年）
- ・業務継続計画〔BCP〕策定（平成25年）
- ・手話に関する基本条例制定（平成27年）
- ・犯罪被害者等支援条例制定（平成28年）
- ・大和郡山市男女共同参画推進条例（平成31年）
- ・大和郡山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年）
- ・大和郡山市情報公開条例の一部改正（令和2年）

ウ 市民と協働(官民連携)して実施している施策としては次のようなものがあります。

- ・まちづくりアイデアサポート事業

- ・自治会との協働による防犯灯LED化事業、防犯カメラ設置事業
- ・消防団との連携による空き家調査事業
- ・ネーミングライツ（やまと郡山城ホール、総合公園施設市営球場）
- ・金魚マイスター、郡山城天守台石垣の語り部
- ・「自主防災組織」と「消防団」防災のつどい
- ・市民とのフェイスブック共同運営
- ・リノベーションまちづくり事業
- ・高齢者移動支援事業（矢田地区）
- ・公民連携買い物支援ネットワーク事業
- ・英語で発信大和郡山観光スポット事業
- ・無名橋から夢名橋へ～名付け親プロジェクト～

まちづくりアイデアサポート事業は、市民が自主的なアイデアに基づき、無償の労力提供を基本として、まちづくりに主体的に参加していただくことを目的に、市民グループの公益活動に関する費用の一部を支援する事業です。平成24年度以降の認定団体数は次のとおりです。

年 度	認定団体数	年 度	認定団体数
平成24年度	16団体	平成29年度	22団体
平成25年度	16団体	平成30年度	27団体
平成26年度	21団体	令和元年度	29団体
平成27年度	26団体	令和2年度	26団体
平成28年度	32団体	令和3年度	31団体(見込み)

「自主防災組織」と「消防団」防災のつどいは、自治会と地域の消防団とが防災について連携するための事業で、危機管理について、自助、共助の取組を進めるものです。

リノベーションまちづくり事業は、新たな産業の創出に必要な起業者の育成を図り、空き家を活用した新たな店舗等の開業により、まちの賑わいを再生することを目指す官民連携の取組です。

高齢者移動支援事業は、矢田地区の小学校区を単位として、地域住民や団体が主体となって、高齢者の地域活動や社会参加、通院や買い物等の支援のため、高齢者を無償で送迎する事業です。

③ 自治基本条例検証委員会からの意見について

自治基本条例検証委員会において、本条例の検証を行っていく中で、様々な意見交換や議論が交わされました。次のとおり、委員会としての意見を述べますので、関係部署においては、業務遂行の参考としていただくことを求めます。

ア 自治基本条例が制定され10年が経過するが、本条例が市民に広く認知されているとは思われません。本条例を市民と共有し、本条例の趣旨である「市民が主体的に市政に参加、参画し、自治を推進していく」ためには、本条例の基本理念やまちづくりの基本原則について市民の理解が深まることが重要です。

しかしながら、本条例については、条例ということもあり、逐条解説書も含め、法律用語や行政的な言葉が多く、一般の方には難解な表現になっていると思われま

す。市民とともに策定した本条例を市民と共有するためには、わかりやすさ、親しみやすさが非常に重要ですので、逐条解説書をもとに平易な言葉でだれもが理解できるような表現を使った別の資料等の検討を求めます。

また、学校と地域が連携して子どもたちの教育に関わる取組も進められており、子どもたちが自分の住んでいる市のことを知り、地域の自治活動に関心を持つことで、将来、大和郡山市で活躍する子どもたちが育ってほしいと考えます。

そのためにも、子どもたちでも理解が進むようなわかりやすい資料等を作成し、学校等で本条例を学ぶことができるような環境整備が進められることを求めます。

イ 地域コミュニティの活動が衰退しつつある中で、他の自治体では、地域コミュニティや危機管理に関して、新たな項目を設けたり、修正しているところがあります。

条例としては対応できていると考えますが、逐条解説書において、より詳しい説明を加えます。

ウ 企業や事業所は経済活動だけではなく、社会の一員として地域の活動に参加したり、

子どもたちの教育に関わっています。地域活動団体としての企業や事業所について、逐条解説書において、より詳しい説明を加えます。

エ 市民に自治基本条例を周知し、理解を進めていただくためには、本条例の意義や策定の経緯を説明することが必要であると考えます。逐条解説書において、本条例の意義、策定の経緯を加えます。

④ 自治基本条例逐条解説書の修正について

逐条解説書については、新しい制度や現在の運用状況から、一部修正が必要との結論に至ったため、次のとおり記載します。

《第7条（青少年及び子どもの権利）の【解説】》

現行	修正案
<p>青少年、子どもを次世代の担い手として、地域社会の大切な一員として位置づけ、元気で健やかに育つ権利を有することを規定し、まちづくりについても、自由に意見を述べ、参加、参画する権利があることを第1項で、次に第2項で、その参加、参画するための環境づくりを地域や市が取り組まなければならないことを定めました。</p> <p>また、第3項では、青少年、子どもを取り巻く状況の悪化が指摘される中、青少年、子どもへの教育は、家庭や学校での教育だけでなく、地域や行政などまちづくりに携わるみんなで見守り育て、健やかに育つ環境づくりに取り組んでいかなければならないことを示しています。</p> <p>なお、本条例に規定する、青少年及び子どもの定義については、民法上、<u>満20歳</u>をもって成年とする（民法第4条）ので、その規定に準じ<u>20歳未満</u>の未成年者とします。</p>	<p>青少年、子どもを次世代の担い手として、地域社会の大切な一員として位置づけ、元気で健やかに育つ権利を有することを規定し、まちづくりについても、自由に意見を述べ、参加、参画する権利があることを第1項で、次に第2項で、その参加、参画するための環境づくりを地域や市が取り組まなければならないことを定めました。</p> <p>また、第3項では、青少年、子どもを取り巻く状況の悪化が指摘される中、青少年、子どもへの教育は、家庭や学校での教育だけでなく、地域や行政などまちづくりに携わるみんなで見守り育て、健やかに育つ環境づくりに取り組んでいかなければならないことを示しています。</p> <p>なお、本条例に規定する、青少年及び子どもの定義については、民法上、<u>満18歳</u>をもって成年とする（民法第4条）ので、その規定に準じ<u>18歳未満</u>の未成年者とします。</p>
<p>成人年齢を引き下げる民法の改正に伴い修正する。</p>	

《第24条（危機管理）の【解説】》

現行	修正案
<p>第1項では、市民の生命、身体及び財産を守ることは、基礎的自治体である市としての最大の使命であることを確認するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護するために、総合的かつ機動的な危機管理体制を確立しなければならないことを規定しています。</p> <p>また、第2項では、地震、台風などの自然災害をはじめとする不測の事態に対して、常日頃から市民、防災関係機関及び近隣市町村との連携を密にし、危機管理体制を強化しなければならないことを規定しています。</p>	<p>第1項では、市民の生命、身体及び財産を守ることは、基礎的自治体である市としての最大の使命であることを確認するとともに、市民の生命、身体及び財産を保護するために、総合的かつ機動的な危機管理体制を確立しなければならないことを規定しています。</p> <p>また、第2項では、地震、台風などの自然災害をはじめとする不測の事態に対して、常日頃から市と市民とが緊密に連携協力し、市民一人一人の防災意識を高め、地域住民が協力して災害に備える体制を整備するとともに、広域的な災害が発生した場合などに対応するため、平常時から、防災関係機関及び近隣市町村との連携を密にし、危機管理体制を強化しなければならないことを規定しています。</p>
<p>危機管理において、市と市民、市と関係機関との連携について詳しい説明を加える。</p>	

《第25条（市民公益活動の推進）の【解説】》

現行	修正案
<p>本条文では、市民が自主性と主体性に基づき行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与する市民公益活動について規定しています。</p> <p>第1項においては、市民公益活動を行う団体として、自治会、婦人会、子ども会、老人会など地縁型の団体（コミュニティ型）<u>だけでなく、ボランティア、NPO等の目的別に組織された団体（アソシエーション型）の両方</u>を含めることを定めていますが、<u>そのどちらも</u>がまちづくりを担う不可欠な組織であると考え、市民は、各地域で行われる市民公益活動への理解と関心を深めるとともに、誰もが安心して、こころ豊かに暮らせるまちづくりに可能な範囲で参加、協力し、地域で直面している課題等の解決に努めなければならないことを定めています。</p> <p>第2項では、市は、市民の自発的かつ自主的な市民公益活動に対し、その役割と主体性を尊重し、必要に応じて、資材、情報、人材、学習の機会の提供など適切な支援等を講じなければならないことを規定しています。</p> <p>また、第3項では、第1項に規定されている地域の課題の共有とその解決に向け、自治会等の地域活動団体を中心とし、NPO等の多様な主体が集まり、構成される市民公益活動を行う団体の設置について規定しています。</p>	<p>本条文では、市民が自主性と主体性に基づき行う非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与する市民公益活動について規定しています。</p> <p>第1項においては、市民公益活動を行う団体として、自治会、婦人会、子ども会、老人会など地縁型の団体（コミュニティ型）、<u>事業者や企業などの営利活動を行う団体、ボランティア、NPO等の目的別に組織された団体（アソシエーション型）</u>などを含めることを定めていますが、<u>そのいずれも</u>がまちづくりを担う不可欠な組織であると考え、市民は、各地域で行われる市民公益活動への理解と関心を深めるとともに、誰もが安心して、こころ豊かに暮らせるまちづくりに可能な範囲で参加、協力し、地域で直面している課題等の解決に努めなければならないことを定めています。</p> <p>第2項では、市は、市民の自発的かつ自主的な市民公益活動に対し、その役割と主体性を尊重し、必要に応じて、資材、情報、人材、学習の機会の提供など適切な支援等を講じなければならないことを規定しています。</p> <p>また、第3項では、第1項に規定されている地域の課題の共有とその解決に向け、自治会等の地域活動団体を中心とし、<u>事業者や企業、NPO</u>等の多様な主体が集まり、構成される市民公益活動を行う団体の設置について規定しています。</p>
<p>市民公益活動を行う様々な団体として、事業者や企業についての説明を加える。</p>	

《第27条（審議会等の委員）の【解説】》

現行	修正案
<p>市民生活に密接にかかわる計画及び政策の形成過程、また、条例等の制定などで、広く市民からの意見を聴取する方法の一つとして「パブリックコメント」という制度があります。</p> <p>第1項においては、市としては、第4条で定めているまちづくりの基本原則の「情報共有の原則」及び「市民参加、参画及び協働の原則」に則り、広く市民に市政への参加の機会を保障し、その透明性の向上を図るため、市政運営にかかる重要事項の目的、趣旨、内容その他参考になる情報等を事前に公表し、意見聴取（パブリックコメント）を行うことを規定しています。</p> <p>また、第2項では、第1項で規定したパブリックコメントにより提出された意見について、執行機関としての考え方を公表するよう定めています。</p> <p>第3項では、パブリックコメントの取り扱いについて、運用基準等を別に定めることを規定しています。</p>	<p>市民生活に密接にかかわる計画及び政策の形成過程、また、条例等の制定などで、広く市民からの意見を聴取する方法の一つとして「パブリックコメント」という制度があります。</p> <p>第1項においては、市としては、第4条で定めているまちづくりの基本原則の「情報共有の原則」及び「市民参加、参画及び協働の原則」に則り、広く市民に市政への参加の機会を保障し、その透明性の向上を図るため、市政運営にかかる重要事項の目的、趣旨、内容その他参考になる情報等を事前に公表し、意見聴取（パブリックコメント）を行うことを規定しています。</p> <p>また、第2項では、第1項で規定したパブリックコメントにより提出された意見について、執行機関としての考え方を公表するよう定めています。</p> <p>第3項では、パブリックコメントの取り扱いについて、運用基準等を別に定めることを規定しています。</p> <p><u>本市においては、平成30年7月1日に施行された大和郡山市パブリックコメント制度に関する指針がこれにあたります。</u></p>
<p>条項に基づき委任された指針が整備されたことにより追加する。</p>	

《逐条解説書へ追記》

「はじめに」のページを追加

(1) 自治基本条例とは

市民・議会・行政による協働のまちづくりを実現するため、自分たちのまちで物事を考えたり、決めたりする場合に、どのような理念のもとに、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めるかを明らかにした「自治」の基本ルールです。

(2) 自治基本条例制定の背景

地方分権の進展、市民ニーズの多様化と複雑化、市民活動の活発化など、本市にとって主体的なまちづくり、官民協働による地域経営が求められていたことから、地域の特性やニーズによる政策・施策を決定し、市民と行政による協働のまちづくりを実現していくため、本条例を制定しました。全国では、約400市町村、約23%の自治体が制定しています。奈良県内では、大和郡山市を含めて9市町が制定しています。(令和3年10月現在)

(3) 制定の経緯

- | | |
|----------|---|
| 平成19年 8月 | ・ 策定委員会の委員を公募し、28名の市民公募委員と2人の学識経験者などで構成された「(仮称)大和郡山市自治基本条例策定委員会」を設置
・ 第1回の策定委員会を開催
(その後、毎月1回程度、策定委員会を開催し、約2年4ヶ月で合計28回の策定委員会を開催) |
| 平成21年12月 | ・ 第28回の策定委員会において、条例素案を取りまとめ |
| 平成22年 1月 | ・ 市長へ答申
(その後、庁内で、担当課である企画政策課を中心に検討と見直し) |
| 平成22年11月 | ・ 見直し後の条例素案によりパブリックコメントを実施
(その後、パブリックコメントを踏まえて、最終条例案を作成) |
| 平成23年 3月 | ・ 市議会へ議案として提出し、議決
(その後、必要な制度の検討、庁内体制の整備、条例の周知など、施行するための準備期間を置いて条例の実効性を確保) |
| 平成24年 4月 | ・ 条例施行 |
| 平成28年 | ・ 平成28年度 自治基本条例検証委員会開催 合計2回開催
(条例の修正なし。解説書を修正) |
| 令和3年 | ・ 令和3年度 自治基本条例検証委員会開催 合計2回開催
(条例の修正なし。解説書を修正) |

4. まとめ

本委員会は、大和郡山市自治基本条例の規定に基づき、本条例が市民主体の自治の推進にふさわしいものであるか、社会情勢等の変化に伴う適合状況、他市で新たに設置された条例や見直された条例との比較、本条例の効果や課題等、幅広い視点から慎重に議論し、検証を行いました。

検証の結果、現時点においては、本条例を見直す必要性はないとの結論に至りました。その主な理由としては、地域コミュニティのあり方や危機管理への意識に変化がみられるが、それらに対応する条項は既に整備されていることや、地方自治に関する普遍的な価値観や仕組みに大きな変化が見られないこと、審議会等への公募委員参加、本条例の理念に基づく制度等の構築並びに市民との協働による施策の実施等の効果が現れていることが挙げられます。

しかしながら、本条例の市民との共有については、条例ということもあり、逐条解説書も含め、法律用語や行政的な言葉が多く、一般の方には難解な表現となっています。市民への周知や学校等での利用を想定した上で、逐条解説書をもとに平易な言葉で誰もが理解できるような表現を使った別の資料等の検討を求めます。

今後も、更なる市民の参加、参画や市民との協働の推進に努め、市民への本条例の理念の浸透、認知度の向上を図り、市民主体の自治の実現を目指していただきたいと思います。

参考資料

◎大和郡山市自治基本条例検証委員会 委員名簿

(敬称略)

役職	所 属	氏 名	備 考
委員長	奈良県立大学 学長	浅田 尚紀	学識経験者
委員	大和郡山市自治連合会 会長	植村 俊博	住民代表
委員	大和郡山市顧問弁護士	飯島 敬子	学識経験者
委員	郡山女性ネットワーク 会長	亀岡 静代	住民代表
委員	昭和工業団地協議会 会長	川端 章代	産業界
委員	公募委員	石間 彰	住民代表
委員	公募委員	氏原 靖夫	住民代表
委員	公募委員	小倉 直人	住民代表
委員	大和郡山市 副市長	中尾 誠人	行政機関
委員	大和郡山市校園長会 会長	田中 浩	教育機関

◎大和郡山市自治基本条例検証委員会 開催概要

第1回	令和3年9月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選出について ・自治基本条例及び前回の検証について ・自治基本条例の検証について ・今後のスケジュールについて
第2回	令和3年11月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・意見・質問等について ・答申書(案)について

◎大和郡山市自治基本条例検証委員会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和郡山市自治基本条例（平成23年3月大和郡山市条例第2号。以下「条例」という。）第32条の規定に基づく条例の検討及び見直しを行うにあたり設置された大和郡山市自治基本条例検証委員会（以下「委員会」という。）について、大和郡山市附属機関設置条例（平成26年9月大和郡山市条例第10号）第2条の規定に基づき、その組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の検討及び見直しに関すること。
- (2) その他条例の運用に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、議長となり、会議を運営する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開催される会議は、第6条の規定にかかわらず市長が招集するものとする。